

小牧市土地区画整理事業施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 2 9 号

## 小牧市土地区画整理事業施行規則の一部を改正する規則

小牧市土地区画整理事業施行規則（昭和５６年小牧市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第５号を削り、第６号を第５号とする。

第６条を削り、第７条を第６条とする。

第８条第１項中「１人」を「３人」に改め、同条を第７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（当せん保証金）

第８条 当せん者は、施行者が指定する日までに、当せん保証金として１筆につき２０万円を納付しなければならない。

第９条の見出しを「（当せん保証金の充当及び帰属）」に改め、同条中「抽せん保証金」を「当せん保証金」に、「前条第１項」を「第７条第１項」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

当せん保証金は、第２２条第１項に規定する契約保証金に充当する。

第１０条を削り、第１１条を第１０条とし、第１２条を第１１条とする。

第１３条第１項中「に入札保証金を添えて」を「を」に改め、同条を第１２条とし、第１４条から第１６条までを１条ずつ繰り上げる。

第１７条に次の１項を加える。

３ 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、落札者の決定を取り消すものとする。

（１）第１１条及び第１２条第２項の規定に違反している場合

（２）入札に際し、虚偽の申立てその他不正行為があつたと認められる場合

第１７条を第１６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（落札保証金）

第１７条 落札者は、施行者が指定する日までに、落札保証金として２０万円を納付しなければならない。

第１８条を次のように改める。

（落札保証金の充当及び帰属）

第１８条 落札保証金は、第２２条第１項に規定する契約保証金に充当する。

2 落札保証金は、落札者がその権利を放棄し、又は落札者の決定が取り消された場合は、施行者に帰属する。

第 2 0 条中「相手方」を「相手方に保留地を売却すること」に改める。  
様式第 1 中

「

|         |  |
|---------|--|
| 整 理 番 号 |  |
| 保留地の所在  |  |

」

を

「

|        |  |
|--------|--|
| 保留地の所在 |  |
|--------|--|

」

に、

「

|         |           |             |
|---------|-----------|-------------|
| 整 理 番 号 | 抽 せ ん 番 号 | 保 留 地 の 所 在 |
|         |           |             |

」

を

「

|           |             |
|-----------|-------------|
| 抽 せ ん 番 号 | 保 留 地 の 所 在 |
|           |             |

」

に

改める。  
様式第 2 中「第 1 3 条」を「第 1 2 条」に、

「

|         |  |
|---------|--|
| 整 理 番 号 |  |
| 保留地の所在  |  |

」

を

「

|        |  |
|--------|--|
| 保留地の所在 |  |
|--------|--|

」

に、

「

|         |         |             |
|---------|---------|-------------|
| 整 理 番 号 | 入 札 番 号 | 保 留 地 の 所 在 |
|         |         |             |

」

を

「

|         |             |
|---------|-------------|
| 入 札 番 号 | 保 留 地 の 所 在 |
|         |             |

」

に

改める。

様式第 3 中「第 1 4 条」を「第 1 3 条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市土地区画整理事業施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市土地区画整理事業施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。